

令和 8 年度の取組について（下水道）

第 3 回 京都府上下水道施策に関する意見聴取会議

令和 8 年 5 月 1 9 日

京都府建設交通部水道政策課・下水道政策課

包括業務委託（水の官民連携／WPPP）に係る導入検討

【取組方針】

- 現有施設の状況や運転管理業務契約等を鑑みて、以下で導入可能性調査を進める

- ① 宮津湾流域下水道＋関係公共下水道（処理場・管渠を想定）【北部連携】
- ② 桂川右岸流域下水道＋関係公共下水道（管渠のみを想定）【南部管渠連携】

【R8年度の予定】

- ◆ 導入した場合の効果の整理、市町の意向確認、民間企業との勉強会等を踏まえ、最適なスキームの検討
- ◆ 下水道管理のあり方検討部会（流域下水道経営審議会に設置した部会）の開催

【スケジュール】



下水道管路の老朽化対策

【取組方針】

- 現行のストックマネジメント計画に基づき、管路の点検・調査を実施
- 特別重点調査で緊急度Ⅱとなった箇所については、状況を踏まえ対策検討

【R8年度の予定】

- 緊急度Ⅱの要対策延長（約890m）について、R7補正予算を活用し対策を実施
- 地下占用物連絡会議等への参加
- 下水道法の改正（※）の動きを注視し、対応を検討

※下水道法の一部を改正する法律案（概要抜粋）

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握 【下水道法】

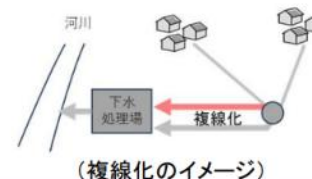
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する**診断の基準**を法制化
※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し
- 下水道管理者は診断結果等の**維持管理の状況を公表**

② 下水道の戦略的な再構築 【下水道法】

- 下水道の構造について、**点検・修繕・改築**や**災害・事故時の応急措置の容易性**（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の**計画的な改築**を実施、**収支見通しを公表**



（ドローンを活用した
点検・診断のイメージ）



③ 道路管理者との連携強化

【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して**道路管理者の協力が必要な事項**を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

（出典：国交省HP）

集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置の検討

【取組方針】

- 国の議論にて、汚水処理の集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置について検討を行うべきである旨が指摘された
- 府内市町村においても、人口減少を受け、今後汚水処理のあり方について見直す必要があり、府としても技術的支援等を行う必要がある

【R8年度の予定】

- 国の動き（※以下参照）を注視するとともに、市町村との意見交換にて集約処理、個別処理の状況を把握するとともに、適宜支援を行う

※下水道法の一部を改正する法律案（概要抜粋）

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

① 下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- (本来は市町村が管理する)公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

② 下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備



（出典：国交省HP）

新技術やデジタル技術の活用

【取組方針】

- 今後、下水道担当職員の不足や施設の老朽化に伴う業務量の増加も見込まれることから、新技術やデジタル技術を積極的に活用し、業務の効率化や省エネ等を図る必要がある

【R8年度の予定】

- R7 測量時に3DおよびICT機器を活用した工事の取組について現場見学会を実施（@洛西浄化センター、R8も施工フェーズに応じて見学会を予定）
3Dプリンタを用いた型枠不要のコンクリート構造物の造形など、新技術に触れる機会を設けた（@洛南浄化センター）



◀3Dプリンタ
本体



◀3Dプリンタにより
完成した製品
（所定位置に設置し、
コンクリートを充填）

- R8 京都大学、京都市の共同研究 小松マテール社の“汚泥減容化技術”に参画